

農地転用申請

農地法 4 条又は 5 条申請について

各添付書類は、必ずコピーを 1 部添付してください。

カラー表示の場合は、カラーコピー等で対応してください。

(原本 2 部でも差し支えありません)

越前市農業委員会

農地法申請書の添付書類 (全て3ヶ月以内のものが必要)

*申請の形式要件判定日(毎月15日、書類補充期限)までに、申請書類を補充できない場合、申請等を取下ることになりますのでご注意ください。申請書類が整った段階で申請されるようご注意ください。

摘	要	添	付	書	類
必ず付けていただく書類	3条申請	登記簿謄本(全部事項証明書)、付近図(住宅地図)、地籍図			
	4・5条申請	登記簿謄本(全部事項証明書)、位置図(概ね1/25000)、付近図(住宅地図)、地籍図*1、被害防除策等概要書、資金計画書			
必要に応じて添付する書類					
● 申請人					
登記簿の住所と、譲渡人の住所が一致しないとき		戸籍の附票 又は 住民票写し(前住所欄で確認できる場合)等			
相続登記が未了のとき (右の全て。但し、相続権利者全員による申請の場合、「エ」は省略可)		ア 相続関係説明図(系図) イ 戸籍謄本(被相続人、相続権利者全員が確認できるもの) ウ 住民票又は戸籍の附票(相続権利者全員の住所が確認できるもの) エ 相続権利者全員の同意書、遺産分割協議書、相続放棄書のいずれか			
法人、団体のとき		法人登記簿謄本(現在事項全部証明書)、定款(奥書証明印のあるもの)			
● 耕作者					
耕作者が別人のとき		合意解約書の写し(一時転用等の場合にあつては「耕作者の同意書」)			
● 申請土地(転用)					
部分転用のとき		実測図(求積図)*2			
隣接農地があるとき		隣接農地承諾書			
申請地が土地改良区内にあるとき		土地改良区の意見書*3・地元区長・地元農家組合長の同意書			
申請地が 〃 外にあるとき		地元区長・地元農家組合長の同意書			
土地区画整理事業施行中		仮換地証明書、仮換地図面			
仮登記されているとき		仮登記権者の同意書(仮登記権者が譲受人の場合は不要)			
地役権が設定されているとき		地役権者の同意書			
計画地内に官地(赤道、青道)が含まれているとき		公有財産売却申請書の写し(又は提出証明書) 又は 公共財産用途廃止申請書の写し			
● 転用計画					
駐車場、資材置場		資材置場・駐車場等事業計画書、位置関係説明図、土地利用計画図			
駐車場、資材置場以外		配置図、平面図 (建築物の無い場合にあつては、「土地利用計画図」とすること)			
資金が2,500万円を超える場合		融資証明書・残高証明書(個人住宅の場合は不要)			
建売分譲、共同住宅、工場、商業施設等*4		取水排水計画図(取水ルートを青、排水ルートを赤で表示したもの)			
用・排水路に排水を流す場合(建売分譲、共同住宅、工場、商業施設等のみ)		水路利用許可書(土地改良区が管理する水路の場合、土地改良区意見書中での許可内容の併記で代替可。) 町用水の場合…水路管理者(区長、農家組合長等)の意見書			
用・排水路に橋を架ける場合		水路利用許可書(土地改良区が管理する水路の場合、土地改良区意見書中での許可内容の併記で代替可。) 町用水の場合…水路管理者(区長、農家組合長等)の意見書			
出入口のため道路を工事する場合		農道の場合…道路管理者(区長、農家組合長等)の意見書 公道の場合…道路利用許可書			
建売分譲、宅地分譲の場合		宅地建物取引業者免許証写し			
他法令の許認可を受ける必要がある場合(開発行為許可等)		許認可申請書の写し(受付印のあるもの)			

*1 隣接地の地番、地目、現況、所有者名、耕作者名を明示したもの。(申請地に隣接する土地が全て表示されていることが必要であるため、土地改良施行地に隣接する土地等の場合、必要に応じ「地籍合成図」とすること。)

*2 筆の全体を表示したうえで、転用する部分を明示し、当該部分の求積を行ったもの。(2部添付)

*3 水路利用許可等についての条件が別紙(契約書等)で示されている場合には、当該別紙(契約書の場合は写しで可)を添付すること。

*4 商業施設以外でも、その目的・規模等から排水の周辺への影響が予想される場合には、添付すること。

農地転用許可申請のしおり

平成21年7月1日作成
越前市農業委員会

農地を農地以外にすることを農地転用といいます。

農地転用する場合、具体的な転用目的がない投機目的、資産保有目的では転用が認められません。農地転用許可基準に抵触しないものであることが必要です。

農地転用には、事前に農業委員会の許可(転用面積が2ヘクタールを超える場合には県知事の許可、4ヘクタールを超える場合には農林水産大臣の許可)を得ることが必要です。

なお、2ヘクタールを超える許可申請についても、農業委員会を経由して行います。

1 転用規制の対象土地(農地)

農地(田、畑)及び採草放牧地です。現況が田畑等でなくなっても、登記地目が田畑等であれば申請手続きが必要です。

田を畑にしたいときは…

「農用地利用変更届」の提出により行うことができます。

農業用施設の建設のための転用は…

農業用施設(農作業小屋、農機具格納庫等)建設のため行う200㎡未満の土地の転用は、「農業用施設に供するための農地転用届」の提出により行うことができます。

2 事前の確認

農地の転用を行う際には、次のような項目について事前の確認を行ってください。

(1) 農業振興地域整備計画に定める農用地区域に含まれていないか。

農用地区域内に所在する土地(いわゆる農振地域内の土地)は、転用許可申請の前提として、農用地区域からの除外手続きが必要です。なお、除外完了までに、場合によって1年以上かかる場合があります。

また、農用地区域からの除外済みの土地について、転用目的を除外手続きの際のものから変更すると、転用許可がされない場合があります。

(2) 転用が不可能な農地区分に該当しないか。

農用地区域外のものであっても、農地転用許可基準により転用することが適当でないとして
いる農地(いわゆる第一種農地等)に該当するものは、転用許可がされません。

(3) 転用事業の内容が都市計画法等、他の法規制に抵触しないか。

建築を伴う転用事業の場合、建ぺい率や容積率に注意が必要です。また、都市計画法の地域地区や、都市計画事業、地区計画等の関係で建築等が不可能なものがあります。

特に、都市計画区域内での開発行為(一定規模を超える土地造成等)については県知事あての許可申請が必要とされており、その許可は農地法による転用許可と同時にを行うものとされています。農地法による許可申請の際に、開発行為許可に係る協議が整っていることを求めていますので、同様に、十分な事前協議を行ってください。

その他の法規制についても、事前に各所管機関への確認を行っておくことが必要です。

3 事前の検討

農地の転用を行うことにより、次のような項目について取り扱いが変わります。優遇措置が受けられなくなる場合も含まれますので、事前に十分ご検討ください。

(1) 固定資産税評価額の変更

転用許可がなされることにより、宅地並み課税となります。

(2) 相続税課税標準額の変更

転用許可がなされることにより、評価方式、評価倍率等が変更される場合があります。

(3) 相続税・贈与税の納税猶予の解除

相続税・贈与税の納税猶予は、耕作の継続を要件としていますので、転用許可がなされることにより、猶予が解除され、納税の必要が生じることがあります。この際、定められた率による加算金が必要になります。

(4) 経営移譲年金の支給停止

転用許可がなされることにより、年金の一部が支給停止になる場合があります。

4 関係者の同意等

農地の転用を行うにあたり、次の関係者の同意、了解が必要となります。

(1) 耕作者

(2) 仮登記権者、地役権者

申請土地に仮登記、地役権の設定がなされている場合、当該権利者の承諾書の提出が必要です。

(3) 土地改良区

申請土地が土地改良区受益地である場合、当該土地改良区の意見書の提出が必要です。意見書交付を土地改良区に申請する際、転用決済金を請求される場合があります。

(4) 地元の区、農家組合

(5) 隣接農地の所有者・耕作者

申請土地に隣接する農地がある場合、当該農地の所有者・耕作者全員の承諾書の提出が必要です。

5 申請手続き

申請書の条項にご注意ください。転用主体(事業主)が土地の所有者である場合には4条申請、土地の所有者以外の者である場合には5条申請となります。

申請書は、毎月10日まで(この日が閉庁日であるときは、直前の開庁日)に、添付書類とともに農業委員会に提出してください。

申請書の締め切り日から許可が下りるまで、おおむね2カ月かかります。なお、転用面積が2ヘクタールを超える場合には農林水産大臣との事前協議が必要となり、許可まで相当の期間がかかることとなりますのでご注意ください。(4ヘクタールを超える転用には農林水産大臣の許可が必要です。)

また、開発行為の許可を要するもの場合には、これと転用とが同時許可となります。

6 申請書の作成

申請書には記載漏れがないか、十分確認してください。別紙記入例を参考にしてください。

各記入欄	<input type="checkbox"/> 当事者の氏名等 欄	職業が法人役員の場合は、当該法人の業種を併記(括弧書き)してください。
	<input type="checkbox"/> 土地の所在等 欄	耕作者は、農家基本台帳で確認した内容を記載してください。
	<input type="checkbox"/> 転用計画 欄	事由詳細・工期・建築面積を漏れなく記載してください。
	<input type="checkbox"/> 契約内容 欄	権利の種類・時期・存続期間欄を漏れなく記載してください。
	<input type="checkbox"/> 資金調達計画 欄	資金内訳は、「資金計画書」と一致していることが必要です。
その他	<input type="checkbox"/> 譲受人持分	共有を予定する場合には、各人の持分を必ず記載してください。
	<input type="checkbox"/> 印鑑・捨印	印鑑は、添付書類と全て統一してご使用ください。

なお、申請書には別紙一覧による添付書類(全て3ヶ月以内のもの)が必要です。

転用事業の内容によっては、別紙一覧による書類のほか説明資料の提出が必要になる場合があります。農業委員会の指示に従ってください。

一時転用の場合の添付書類については、お問い合わせください。

7 許可後の手続き

転用許可があり次第、申請人にその旨を電話で連絡いたしますので、許可書及び許可済証明書(看板)の受領をお願いします。

来庁の際は、印鑑及び許可済証明書交付手数料(1件当たり 1,000円)をご用意ください。

転用事業の完了後は、「工事完了届」を提出し、農業委員会の確認を得ることが必要です。

なお、転用事業は許可を受けた内容で行われることが必要です。許可内容に违背した場合も農地法違反となりますので、遵守してください。

転用事業の完成後は、地目変更登記を行うことができます。この際、許可書の添付が必要ですので、紛失しないようご注意ください。

無断転用農地である場合は、無断転用農地の転用申請のしおりを参照し、申請にあたってください。

主な添付書類の手配先(必須のもの)

登記簿謄本 (全部事項証明書)	→ 法務局
地籍図	→ 市税務課 又は 法務局

お問合せ

越前市農業委員会

福井県越前市府中一丁目13-7

〒915-8530(越前市役所農政課内)

TEL (0778)22-3009 直通

4条申請 記入例

様式第4-1号

県受付印

農地法第4条の規定による許可申請書

市町村農委受付印

越前市農業委員会会長 中村 太一 殿
福井県知事

平成 年 月 日

申請者 氏名 越前 太郎 印

下記農地を転用したいので、農地法第4条の規定により許可を申請します。

兼業の場合は、従たる職業を括弧書きで記入。

決裁	この申請は適当
	なものと認められるので、許可してよろしいか
農地管理室長	
主任	
担当	
県農業会議意見	
年月日	
許可年月日	
年月日	

添付書類(該当に○)

- 1 土地登記簿謄本
- 2 実測図
- 3 位置図
- 4 付近図
- 5 地積図
- 6 配線図
- 7 施設図
- 8 取水・排水計画図
- 9 資料収集・駐車等実測計画書
- 10 周辺農地への被害防除策を示した書面
- 11 土地改良区の見解書
- 12 合意契約の通知の写しまたは耕作人の同意書
- 13 地役権者、仮登記権者の同意書
- 14 道路・水路の管理者の見解書
- 15 所有者の見解書
- 16 資金計画書
- 17 融資証明書または融資証明書
- 18 法人登記簿謄本
- 19 定款、寄附行為、規約または規則
- 20 許認可書(申請書)の写し
- 21 その他参考資料

1 申請者の住所、職業等	住 所		年齢	職業				
	都道	郡 町	45	会社員(農業)				
	福井	越前 府中一丁目 13番7号 番地						
	市	村						
2 許可を受けようとする土地の所在、字、地番、地目、面積、利用状況、普通収穫高および耕作者の氏名	土地の所在	字	地番	地目	面積	普通収穫高	耕作者の氏名	備考
	越前市〇〇町	1	15	田	200	普通畑	越前太郎	
	同上	1	20	田	1100	一毛作	越前太郎	
	同上	1	25	畑	100	茶園	式部花子	合意解約済
	計 1400 m ² (田 1300 m ² 畑 100 m ²)							
3 転用計画	(1) 転用事由の詳細		(2) 事業の操業期間または施設の利用期間					
	用途 住宅建築		事由の詳細 現在の住宅が手狭になったため上記土地に住宅を新築したい。					
			平成 許年 可月 後 日から 永 年間					
	(3) 転用の時期および転用の目的に係る工事の完了日		第1期(着工 〇〇年 〇〇月 〇〇日から 〇〇年 〇〇月 〇〇日まで)		第2期(着工 〇〇年 〇〇月 〇〇日から 〇〇年 〇〇月 〇〇日まで)			
	着工日は、通常予想される許可見込みの日以後の日を記入。又は許可後と記入				工期が長期にわたる場合は、6カ月毎に1期2期に分けて記入すること。			
	名称	棟数	建築面積(m ²)	所要面積(m ²)	名称	棟数	建築面積(m ²)	所要面積(m ²)
	土地造成			1400				1400
	建築物	住宅	1	450	車庫	1	100	550
	工作物							
4 資金調達についての計画	必要経費	土地購入費 千円	建築費等 21,000 千円	資金内訳	自己資金 15,000 千円	その他 千円	借入金 7,000 千円	合計 22,000 千円
5 転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要	別紙のとおり							
6 その他の参考となるべき事項	都市計画法上の開発行為の許可 不要 (必要(申請日 平成〇〇年 〇〇月 〇〇日) 許認可名 申請日 平成 年 月 日)							

不耕作の場合も「田」「畑」と記入。

部分転用の場合は、1000m²のうちAAA」と記入。

不耕作で荒れている場合は「不耕作」と記入。

田畑の面積は、登記簿地目で記入。

一時転用の場合は、転用事業(工事)の着手予定日から転用する期間で記入。

工期が長期にわたる場合は、6カ月毎に1期2期に分けて記入すること。

拾印
必ず押印してください。

各記載は、添付書類「平面図」「被害防除策等概要書」「資金計画書」などの記述内容と食い違いがないようにしてください。

(注) 申請者本人が氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

全ての項目について記入漏れがないよう、ご注意ください。
該当がない項目については「該当なし」等、その旨をはっきりと記載してください。

届出申請記入例

様式第4-2号

県受付印

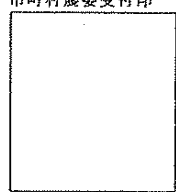
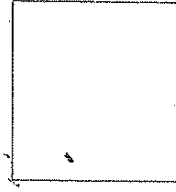
農地法第5条の規定による許可申請書

平成 年 月 日

市町村農委受付印

越前市農業委員会会長 中村 太一 殿

申請者 越前〇〇〇
 譲受人(借人) 氏名 代表取締役 越前 太郎 印
 譲渡人(貸人) 氏名 式部 花子 印



転用のため下記農地(探草放牧地)

の所有権を移転
 に賃借権を設定
 に使用貸借権を設定

したので、農地法第5条の規定により許可を申請します。

農業の場合は、従たる職業を
 括弧書きで記入。
 法人の場合は、定款等に定め
 るうち主たる業務を記入。

決裁	この申請は適当なものと認められるので、許可してよろしいか
農地管理室長	
主任	
担当	
県農業会議意見	
年月日	
許可年月日	
年月日	

1 当事者の氏名、住所、職業等	当事者の別	氏名	住所	年齢	職業
譲受人 (借人)	越前〇〇〇 代表取締役 越前 太郎	東京都千代田区永田一丁目7番1号地	00000 製造販売業		
譲渡人 (貸人)	式部 花子	福井県越前郡府中町一丁目13番7号地	33 会社員(農業)		

2 許可を受けようとする土地の所在、字、地番、地目、面積、利用状況、普通収穫高、所有者および耕作者の氏名	土地の所在	字	地番	地目	面積	普通収穫高	の氏名	の氏名	備考
越前市〇〇町	11	15	畑	畑	500	300kg	式部花子	式部花子	
同上	12	20	田	田	1100	一毛作 600kg	式部花子	本多菊夫	合意解約済
同上	12	25	田	畑	1500	菜園 300kg	式部花子	式部花子	
計				3100 m ² (田 2600 m ² 畑 500 m ² 探草放牧地)					

不耕作の場合も「田」「畑」と記入。

不耕作で荒れている場合は「不耕作」と記入。

部分転用の場合は、「1000m²のうちAAA」と記入。

田畑の面積は、登記簿地目で記入。

3 転用計画	(1)転用の目的	(2)権利を設定し、または移転しようとする理
	倉庫・駐車場建設	事業拡張のため上記土地に商品配送・保管用倉庫と配達車両用駐車場を新築したい。
	(3)事業の操業期間または施設の利用期間	平成 許年 可月 後日 から 永年 間
	(4)転用の時期	第1期(若AA 地A AA 日)から 第2期(若BB 年BB 月BB 日)から

一時転用の場合は、転用事業(工事)の着手予定日から転用する期間で記入。

- 添付書類(該当)
- 土地登記簿原本
 - 実測図
 - 敷地面積
 - 付添図
 - 地籍図
 - 配置図

着工日は、通常予想される許可見込みの日以後の日を記入。

工期が長期にわたる場合は、6カ月毎に1期2期に分けて記入すること。

目的に係る事業または施設の種類	工事計画	00年00月00日(日)まで	00年00月00日(日)まで
土地造成	名称 棟数 建築面積(㎡) 所要面積(㎡)		
建築物	倉庫 1 800 3100	倉庫 1 400	2 1200
工作物			

捺印
 捺印
 ↓ 双方が必ず押印してください。

4 権利を設定、移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定、移転の別	権利の設定、移転の時期	権利の存続期間	その他
賃借権	移転	平成許年可月後日	10年	ヶ月	

5 資金調達についての計画	必要経費	資金内訳
土地購入費 10,000千円 建築費等 15,000千円 埋立整地基礎費 2,000千円 合計 27,000千円	自己資金 2,000千円 借入金 15,000千円 合計 17,000千円	その他 10,000千円

別紙のとおり
 (具体的に記述する場合の例)
 排水は、農業用排水路を利用するが、土地改良区、農家組合長の同意を得ている。
 申請地の西側、東側は田であるが、建物の配置はその日照について配慮しており、隣接農地所有者・耕作者の承諾を得ている。申請地の北側は工場敷地、南側は果樹である。

7 その他	都市計画法上の開発行為の許可	不要	必要	(申請日 平成 年 00 月 AA 日)
その他の許認可	不要	必要	(許認可名)	申請日 平成 年 月 日

所有権であれば「移転」に〇。
 賃借権等にあつては、その存続期間(存続期間の定めがない場合にはその旨)を明記してください。

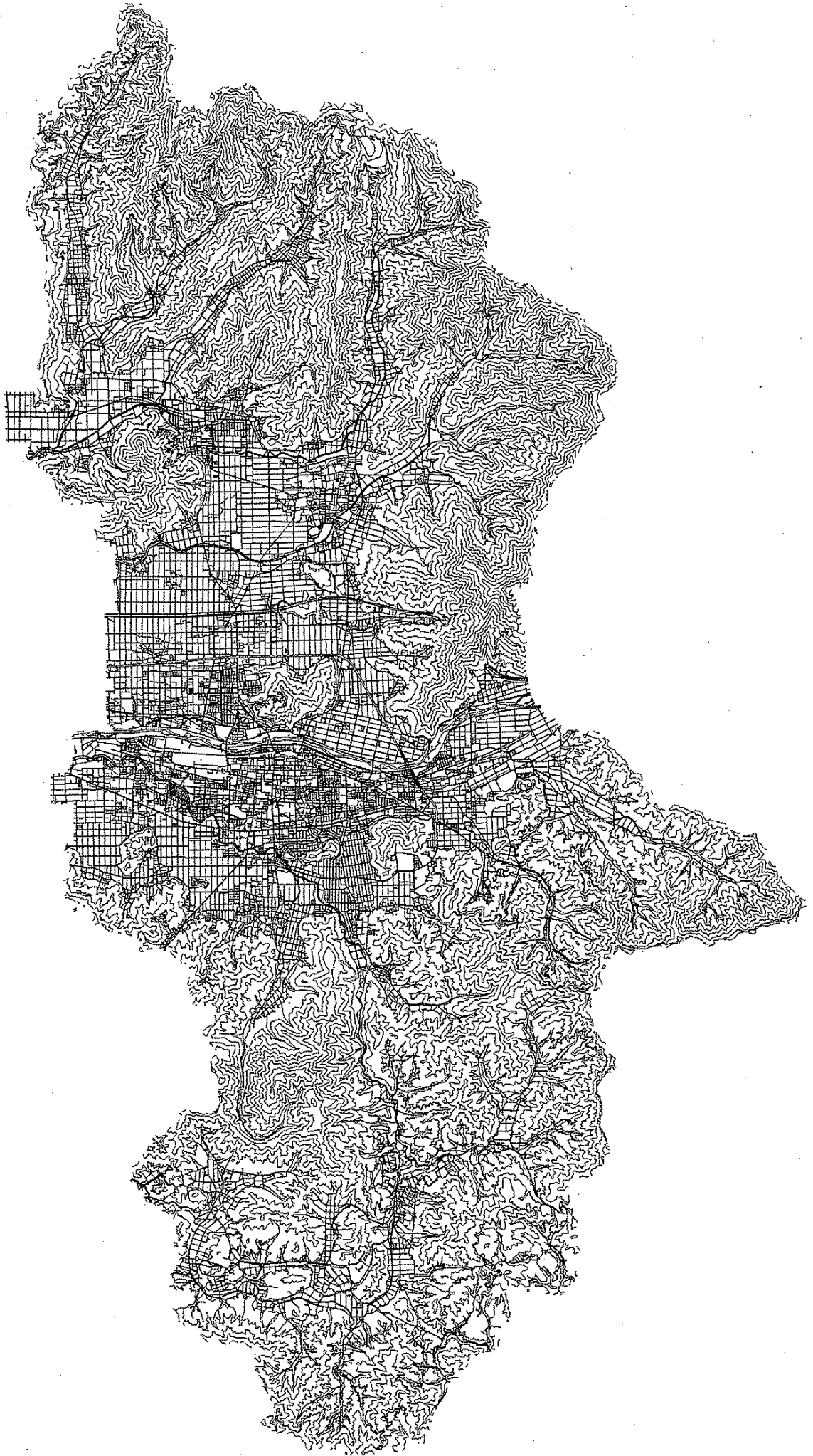
各記載は、添付書類「平面図」「被害防除策等概要書」「資金計画書」などの記述内容と食い違いがないようにしてください。

(注)申請者本人が氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

全ての項目について記入漏れがないよう、ご注意ください。
 該当がない項目については「該当なし」等、その旨をはっきりと記載してください。



越前市位置図



1km

付近図

(住宅地図でも可)

記入例

様式第4-7号

被害防除策等概要書

1 転用計画
 ①目的 建築分譲住宅建築
 ②建設計画概要 住宅○○棟 公園1区画

2 用排水計画
 ①取水方法 水道 井戸 その他()
 ②排水処理方法 汚水・生活雑排水の処理方法
 a. 処理方法
 (合)併浄化槽 単独浄化槽 公共下水道 その他()
 b. 処理後の放流先
 農業用排水路 (農業用排水路) 道路側溝
 普通河川
 雨水の処理方法
 a. 処理方法
 溜槽 調整池 自然流下 その他()
 b. 処理後の放流先
 農業用排水路 (農業用排水路) 道路側溝
 普通河川 その他()

③関係維持・管理者の同意状況
 取水については、上水道。
 排水は合併浄化槽で処理した上で農業用排水路に放流する
 が、○○土地改良区の同意を得ている。

「一般住宅」「併用住宅」等の場合：
 ①目的 専任住宅建築
 ②建設計画概要 木造2階建△△△㎡(住宅)
 軽量鉄骨造平家△△△㎡(車庫)

「駐車場」等の場合：
 ①目的 月極駐車場
 ②建設計画概要 アスファルト舗装
 フェンス、入場ゲート設置

「植林」の場合：
 ①目的 植林
 ②建設計画概要 杉苗△△本、松苗△△本

注意

「関係維持・管理者の同意状況」欄、「隣接農地の所有者等との調整状況」欄については、それぞれ関係者との協議、調整を行なったうえで、その結果に即して記入してください。

排水施設が土地改良区以外の管理に係る場合(町用水等)にあっては、その管理者(区長、農家組合長等)の同意状況等を記入。
 できる限り「○○用水路管理者 区長 何某の同意を…」等と施設名称等も明記してください。

隣接農地からの距離(国有地が介在する等の場合は、敷地境界からの距離でなく、当該至近の農地からの距離)を記入。配置図との矛盾が生じないように注意してください。

直接の隣接農地のほか、国有地が介在する場合は、当該至近の農地(日照等支障が生ずる恐れのある農地)についても、所有者及び耕作者の承諾を得て、その状況を記入。

水路、土地改良施設、道路への変更(架橋、進入口工事)を行なう場合にあっては、その管理者(土地改良区、道路管理者、区長、農家組合長等)との調整状況を記入。
 4条申請では、申請人が記名押印してください。

三以上を農地に接する場合にあっては、日照に支障の生ずる恐れのある農地(二方)からの距離について記入。

隣接農地等が土地区画整理施行区域内に所在する場合には、同様に、当該所有者及び耕作者の承諾を得たうえで、その状況を記入。

- 3 隣接農地等への被害防除策(図面別添)
 ①隣接農地への土砂流出等防止策(土地の造成を行う場合)
 擁壁() L型 土留 その他 () 設置
 その他防止策 (法面保護 緩衝地 防護柵 その他) 設置
 U字溝の設置 (有) 無
 ②ガス、雨水、湧水、粉じん、礫石、鉱煙等による被害の恐れ
 () 有 () 無
 ③日照、通風等の影響の有無
 建物、構造物等は 西側隣接農地から () 有 () 無
 1.5m、 () 有 () 無
 側隣接農地から () 有 () 無
 ④隣接農地の所有者等との調整状況
 西側は1m盛土するが、L型擁壁を施工し土砂流出等を防止する。
 隣接農地所有者・耕作者に事業計画について説明し、了承を得ている。
 申請地に隣接している水路に進入路を設置する予定であるが、
 当該水路の管理者である○○土地改良区の同意を得ている。

上記のとおり施工することを確約します。また、万一周辺農地等に被害を及ぼしたときには、当方で責任をもって解決します。
 平成 年 月 日
 申請人 住 所 越前市府中一丁目13-7
 氏 名 越 前 太 郎
 印

被害防除策等概要書

1 転用計画

- ①目的
- ②建設計画概要

2 用排水計画

- ①取水方法 上水道 井戸 その他()
- ②排水処理方法

ア 汚水・生活雑排水の処理方法

- a. 処理方法
合併浄化槽 単独浄化槽 公共下水道 その他()
- b. 処理後の放流先
農業用用水路 農業用排水路 農業用排水路 道路側溝
普通河川 その他()

イ 雨水の処理方法

- a. 処理方法
溜樹 調整池 自然流下 その他()
- b. 処理後の放流先
農業用用水路 農業用排水路 農業用排水路 道路側溝
普通河川 その他()

③関係維持・管理者の同意状況

[]

3 隣接農地等への被害防除策(図面別添)

- ①隣接地への土砂流出等防止策(土地の造成を行う場合)
擁壁(L型 土留 その他)設置
その他防止策(法面保護 緩衝地 防護柵 その他)設置
U字溝の設置 有 無
- ②ガス、湧水、粉じん、捨石、鉍煙等による被害の恐れ
有 無
有の場合の防除策
()
- ③日照、通風等の影響の有無 有 無
建物、構築物等は 側隣接農地から m、
側隣接農地から m 離れて建築する。
- ④隣接農地の所有者等との調整状況

[]

上記のとおり施工することを確約します。また、万一周辺農地等に被害を及ぼしたときには、当方で責任をもって解決します。

平成 年 月 日

譲受人 住所
氏名

資金計画書

申請者

内 訳	金 額	預 入・借 入 先 等	協 議 等 の 状 況
自己資金	千円		
小 計	千円		
借 入 金	千円		
小 計	千円		
そ の 他	千円		
小 計	千円		
合 計	千円		

(注) 「その他」の「預入・借入先」欄には、資金の詳しい内容についても記入する。

「協議等の状況」欄は、預金等の種類、事前審査や融資申込書の提出状況等について具体的に記入する。なお、別途「残高証明書」、「融資証明書」等を添付する場合は、「別添のとおり」と記載して差し支えない。

以下のような方は次の書類が必要です。

申請人	必要な添付書類
登記簿の住所と、譲渡人の住所 が一致しないとき	戸籍の附票 又は 住民票の写し (前住所欄で確認できる場合) 等
相続登記が未了のとき	ア 相続関係説明図 (系図) イ 戸籍謄本 (被相続人、相続権利者全員が確認できるもの) ウ 住民票 又は 戸籍の附票 (相続権利者全員の住所が確認できるもの) エ 相続権利者全員の同意書、遺産分割協議書、 相続放棄書のいずれか (相続権利者全員による申請の場合は省略可)
法人・団体のとき	・ 法人登記簿謄本 (現在事項全部証明書) ・ 定款 (奥書証明印のあるもの)
行政書士による代理申請のとき	・ 委任状



記載例

様式第9-2号

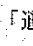
~~農地法第20条~~^{18条}第6項の規定による通知書

下記土地について賃貸借の合意解約をしたいので、~~農地法第20条~~^{18条}第6項および同法施行規則第14条の3の規定により通知します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

通知者(賃貸人) 農地を貸している人 
 (賃借人) 農地を借りている人 

農業委員会会長 殿

(注) 空欄には解約の申入れ、更新拒絶の通知、合意解約等、該当用語を記入すること。(合意解約の場合は、「通知者

1 賃貸借の当事者の氏名(名称)および住所

当事者の別	氏名(名称)	現住所
賃貸人	農地を貸している人	越前市〇〇町〇〇-〇〇
賃借人	農地を借りている人	越前市〇〇町〇〇-〇〇

2 土地の所在、地番、地目および面積

土地の所在	地番	地目		面積	備考
		台帳	現況		
越前市 〇〇町	〇〇字〇〇番〇〇	田	田	〇〇〇 m ²	

3 賃貸借契約の内容

4 ~~農地法第20条~~^{18条}第1項ただし書に該当する事由の詳細

5 賃貸借の解約の申入れ、合意解約または更新拒絶の通知をした日

賃貸借の解約の申入れをした日 平成〇〇年〇〇月〇〇日
 賃貸借の更新拒絶の通知をした日 平成 年 月 日
 賃貸借の合意解約の合意が成立した日 平成〇〇年〇〇月〇〇日
 賃貸借の合意による解約をした日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

6 土地の引渡し時期

平成〇〇年〇〇月〇〇日

7 その他参考となるべき事項

(記載要領)

- 1 申請人本人が氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 記3については、別紙賃貸借契約書写しのとおりと記載し、賃貸借契約書の写しを添付する。
- 3 記5については、該当事項にその年月日を記入するが、合意解約の場合にあっては、その合意が成立した日およびその合意による解約をした日の双方に記入すること。

様式第9-2号

農地賃借解約承諾書

農地法第~~20~~¹⁸条第6項の規定による通知書

上記の農地を賃借人から賃借人へ譲渡したため、~~20~~¹⁸条第6項および同法施行規則第14条の3の規定により通知します。

平成 年 月 日

通知者(賃貸人)

印

(賃借人)

印

農業委員会会長 殿

(注) 空欄には解約の申入れ、更新拒絶の通知、合意解約等、該当用語を記入すること。(合意解約の場合は、「通知者印」のところに当事者双方が連署する。)

1 賃貸借の当事者の氏名(名称)および住所

当事者の別	氏名(名称)	現住所
賃貸人		
賃借人		

2 土地の所在、地番、地目および面積

土地の所在	地番	地目		面積	備考
		台帳	現況		
				m ²	

3 賃貸借契約の内容

4 農地法第~~20~~¹⁸条第1項ただし書に該当する事由の詳細

5 賃貸借の解約の申入れ、合意解約または更新拒絶の通知をした日

賃貸借の解約の申入れをした日 平成 年 月 日

賃貸借の更新拒絶の通知をした日 平成 年 月 日

賃貸借の合意解約の合意が成立した日 平成 年 月 日

賃貸借の合意による解約をした日 平成 年 月 日

6 土地の引渡しの時期 平成 年 月 日

7 その他参考となるべき事項

(記載要領)

- 1 申請人本人が氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 記3については、別紙賃貸借契約書写しのとおりと記載し、賃貸借契約書の写しを添付する。
- 3 記5については、該当事項にその年月日を記入するが、合意解約の場合にあっては、その合意が成立した日およびその合意による解約をした日の双方に記入すること。

農業委員会会長 様

通知者（賃貸人）

㊤

〃 （賃借人）

㊤

農地法第18条第6項の規定による通知書

下記土地について賃貸借の合意解約をしたいので、農地法第18条第6項の規定により通知します。

1 賃貸借の当事者の氏名（名称）および住所

当事者の別	氏名（名称）	現住所
賃貸人		
賃借人		

2 土地の所在、地番、地目および面積

土地の所在	地番	地目		面積	備考
		台帳	現況		
				m ²	

3 賃貸借契約の内容

4 農地法第18条第1項ただし書に該当する事由の詳細

5 賃貸借の解約の申入れ、合意解約または更新拒絶の通知をした日

賃貸借の解約の申入れをした日 平成 年 月 日

賃貸借の更新拒絶の通知をした日 平成 年 月 日

賃貸借の合意解約の合意が成立した日 平成 年 月 日

賃貸借の合意による解約をした日 平成 年 月 日

6 土地の引渡しの時期

平成 年 月 日

7 その他参考となるべき事項

（記載要領）

1 本文には解約の申入れ、更新拒絶の通知、合意解約等、該当用語を記入する。

（合意解約の場合は「通知者印」のところに当事者双方が連署する。）

2 通知者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署する場合には、押印を省略することができる。

3 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

4 記3の「賃貸借契約の内容」については、別紙賃貸借契約書写しのとおりと記載し、賃貸借契約書の写しを添付する。

5 記5の「賃借権の解約の申入れ等をした日」については、該当事項にその年月日を記入するが、合意解約の場合にあっては、その合意が成立した日およびその合意による解約をした日の双方に記入すること。

農地賃借解約承諾書

上記の農地を賃貸人から賃借していましたが、今般協議により合意解約いたします。
なお、今後何等意義なきことを証します。

平成 年 月 日

通知者（賃貸人）

㊟

〃 （賃借人）

㊟

農業委員会会長殿

1 賃貸借の当事者の氏名（名称）および住所

当事者の別	氏名（名称）	現住所
賃貸人		
賃借人		

2 土地の所在、地番、地目および面積

土地の所在	地番	地目		面積	備考
		台帳	現況		
				m ²	

耕作者の同意書

土地の表示

越前市 町 字 番

(申請人氏名)

(申請の種類)

今回、上記土地について、より農地法第 条
許可申請がなされるにあたり、耕作者としては異議なく同意いたします。

平成 年 月 日

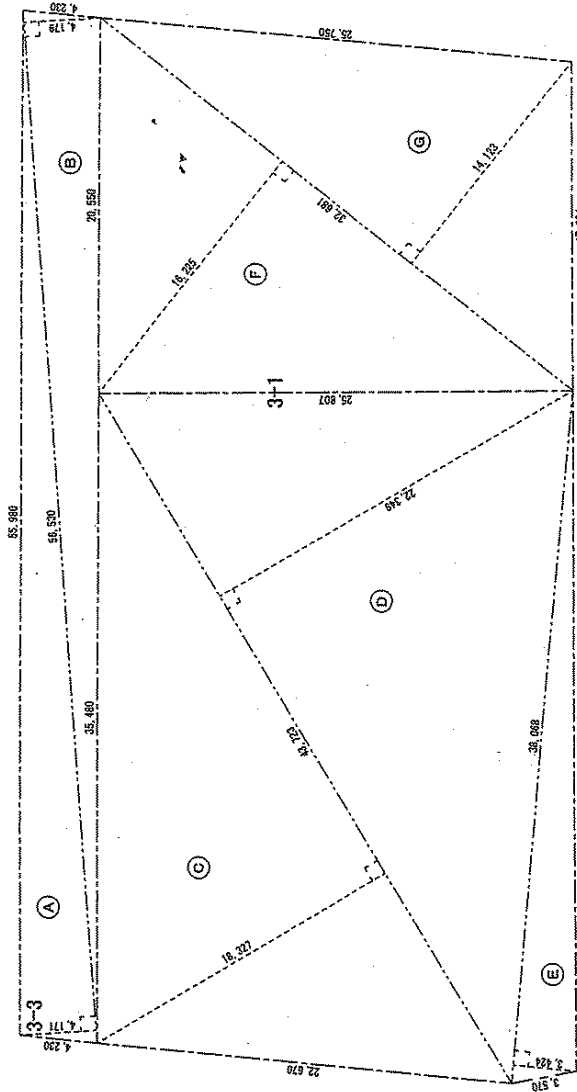
(農地の所有者)

住 所

氏 名

印

(実測図作成例)



求積表

(A)	$56.53 \times 4.171 \times 0.5 = 117.893315$
(B)	$56.53 \times 4.179 \times 0.5 = 118.119435$
(C)	$43.723 \times 18.327 \times 0.5 = 400.6557105$
(D)	$43.723 \times 22.349 \times 0.5 = 488.5826835$
(E)	$38.068 \times 3.424 \times 0.5 = 65.172416$
(F)	$32.681 \times 16.225 \times 0.5 = 265.1246125$
(G)	$32.681 \times 14.123 \times 0.5 = 230.7768815$
3-1	C + D + E + F + G
	= 1450.32 m ²
	新用申請部分
	F + G
	= 495.90 m ²
3-1	新用申請部分
	1450.32 m ² - 495.90 m ²
	= 954.45 m ²
3-2	A + B
	= 236.00 m ²

地番	面積
3-1	1450.32 m ²
3-3	236.00 m ²

<部分転用の場合>

実測図 (求積図)

隣接農地承諾書

農地法の規定による農地転用申請の 譲受人 住所
 (申請人) 氏名 印

譲渡人 住所 印
 氏名

農地転用申請における 転用目的 _____

農地転用申請の土地の表示

大字	町字	地番	大字	字	地番
	町字		町	字	

上記のとおり農地を転用することについて、次の条件により承諾します。

平成 年 月 日

- 右の工事仕様書のとおり履行すること。
- 条件を付しない。

隣接農地の表示、所有者・耕作者の住所氏名

越前市	町字	番	<input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 耕作者	住所 氏名	印
越前市	町字	番	<input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 耕作者	住所 氏名	印
越前市	町字	番	<input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 耕作者	住所 氏名	印
越前市	町字	番	<input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 耕作者	住所 氏名	印

工事仕様書

1. 隣接地との土留は次のとおりとする。

2. 申請地の埋立地の土盛は何cmにする。

3. 建物、構造物は隣接農地から次のとおり離れて建てる。

4. その他

農地転用の許可があり、工事施行をする場合は、上記の事項について私が責任をもって履行します。

平成 年 月 日

住所
氏名
連絡方法

農地転用事業に係る意見書交付申請書

平成 年 月 日

土地改良区 御中

申請人住所

氏名

印

このたび、下記農地転用事業を計画するにあたり、貴土地改良区の意見を賜りたく申請します。

記

1 転用目的

2 土地の表示

大字(町名)	字	地番	地目	面積	耕作者	摘要

3 事業により影響を受ける施設

種別	名称・所在地	構造	所有者	影響の内容

4 事業に伴い、用水及び排水が周辺農地に及ぼす影響

用水	
排水	

5 申請人との協議の内容

6 その他参考となる事項

転用事業に係る決済 未了・終了・不要

7 事業計画変更に対する土地改良区の意見

上記のとおり、意見書を交付します。

平成 年 月 日

土地改良区名称：

代表者：

印

農地転用等の通知書

このたび下記の土地についての農地法第 条第 項第 号の規定による許可の申請届出にあたり、地区除外等処理規定第2条の規定に基づきあらかじめ通知します。
なお、同規定3条の申入れ事項等については別途協議し、第6条の決済金については所定の方法によりこれを納付します。

平成 年 月 日

転用組合員 住 所
(譲渡人) 氏 名 印
転用関係者 住 所
(譲受人) 氏 名 印

日野川用水土地改良区理事長 殿

記

1. 土 地

市・町	町 大字	字	地番	地目	用途	面積	転用積 面積	転用の 目的	転用 予定日	備考

2. 位置図（地籍図、見取図） 地元土地改良区の意見書（写）

3. 農業委員会に 転用許可申請書
転用届出書 を提出しようとする日 平成 年 月 日

上記確認済 平成 年 月 日

農家組合長 氏 名 印

(注) 区画整理事業により仮換地が指定になった場合は、仮換地証明書を添付して下さい。

農地転用に伴う契約について

このたび地区除外（農地転用）申請のあった土地につき、当土地改良区事業並びに維持管理事業の区域にあるので申請者に対し次の条件を付して契約を求めます。

契 約 書

- 第1条 経費の負担については即時決済を行うものとする。ただし地域的特別な負担金はその集落の各々代表者の意見に従う。
- 第2条 農地転用に起因して日野川用土地改良事業に対する国庫補助金及び県費補助金の返還を命ぜられたときは、当該土地改良事業にかかる返還金は申請人の負担とする。
- 第3条 転用申請をしようとする農地が日野川用土地改良事業（国営、県営、団体営）の計画路線に該当するときは異議なく施工に同意するものとする。
- 第4条 土地改良施設をき損したときは異議なく直ちに復旧すること。
- 第5条 施設物の構造の使用目的に変更が生じた場合には、必ず土地改良区に申し出、認可を得る事。
- 第6条 この契約者の名義変更があった場合には遅滞なく本土地改良区に申し出る事。
- 第7条 以上の各条項を契約者が不履行の為当土地改良区に迷惑（公害等を含む）損害を与えた場合、補償又は損害賠償金を支払うものとする。
- 第8条 契約者は以上の各条項を堅く厳守する。契約の証として次に署名捺印して契約者双方が各一通づつを保有する事。

平成 年 月 日

申請人
(譲受人)

市 町 号 番地
町

殿

越前市向新保町45-66
日野川用土地改良区
理事長 美 濃 美 雄

請 書

このたび地区除外に伴い日野川用土地改良区より契約を求められた本文各条項については、私は異議なく厳守致します。万一迷惑損害を与えた時は補償又は損害賠償金を支払い致します事をここに契約致します。

平成 年 月 日

市 町 号 番地
申請人
(譲受人)

印

日野川用土地改良区
理事長 美 濃 美 雄 殿

農地転用に伴う契約について

このたび地区除外（農地転用）申請のあった土地につき、当土地改良区事業並びに維持管理事業の区域にあるので申請者に対し次の条件を付して契約を求めます。

契 約 書

- 第1条 経費の負担については即時決済を行うものとする。ただし地域的特別な負担金はその集落の各々代表者の意見に従う。
- 第2条 農地転用に起因して日野川用土地改良事業に対する国庫補助金及び県費補助金の返還を命ぜられたときは、当該土地改良事業にかかる返還金は申請人の負担とする。
- 第3条 転用申請をしようとする農地が日野川用土地改良事業（国営、県営、団体営）の計画路線に該当するときは異議なく施工に同意するものとする。
- 第4条 土地改良施設をき損したときは異議なく直ちに復旧すること。
- 第5条 施設物の構造の使用目的に変更が生じた場合には、必ず土地改良区に申し出、認可を得る事。
- 第6条 この契約者の名義変更があった場合には遅滞なく本土地改良区に申し出る事。
- 第7条 以上の各条項を契約者が不履行の為当土地改良区に迷惑（公害等を含む）損害を与えた場合、補償又は損害賠償金を支払うものとする。
- 第8条 契約者は以上の各条項を堅く厳守する。契約の証として次に署名捺印して契約者双方が各一通づつを保有する事。

平成 年 月 日

市 町 号 番地

申請人
(譲受人)

町

殿

越前市向新保町45-66
日野川用土地改良区
理事長 美 濃 美 雄

請 書

このたび地区除外に伴い日野川用土地改良区より契約を求められた本文各条項については、私は異議なく厳守致します。万一迷惑損害を与えた時は補償又は損害賠償金を支払い致します事をここに契約致します。

平成 年 月 日

市 町 号 番地

申請人
(譲受人)

町

印

日野川用土地改良区
理事長 美 濃 美 雄 殿

農地転用に係る意見書

平成 年 月 日

(町用水・農道の管理者)

町 区 長 ⑩

町 農家組合長 ⑩

譲受人 住所
(申請人) 氏名

譲渡人 住所
氏名

1 転用目的

2 転用申請土地の表示

大字	字	地番	地目	面積	耕作者	摘要

3 転用により影響を受ける施設

種別	名称・所在地	構造	所有権者	影響の内容

4 転用に伴い、用水及び排水が周辺農地に及ぼす影響

用水	(橋を架ける・架けない)
排水	(橋を架ける・架けない)

5 転用事業者との協議内容

6 その他参考となる事項

農道への影響 (有・無)

7 転用申請の対する管理者としての意見

申請土地（転用）	添付書類
土地区画整理事業施工中のとき	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮換地証明書 ・ 仮換地図面
仮登記されているとき	仮登記者の同意書 （仮登記権者が譲受人の場合は不要）
地役権が設定されているとき	地役権者の同意書
計画地内官地（赤道・青道）が含まれているとき	公有財産売払い申請書の写し（又は提出証明書） 又は 公共財産用途廃止申請書の写し

同意書

土地の表示 越前市 町 字 番

地 目

地 積 m²

上記の土地について、 から に
所有権を移転するための農地法による許可申請がなされるにあたり、
〔 仮登記権者 〕 としては異議なく同意いたします。
〔 地役権者 〕

平成 年 月 日

住 所

氏 名



資材置場・駐車場等事業計画書

申請者

[貸資材置場・貸駐車場等の場合]

利用者

(職業または業種:)

※貸資材置場・貸駐車場(利用者が特定されるもの)等の場合は、実際利用する者について記載すること。

※該当欄に書ききれない場合は、「別添のとおり」と記載し、別紙を添付してもよい。

1 現有資材置場、駐車場等の利用状況および今後の利用見込み

所在地	敷地面積	権利の種類	保管物件の種類・数量	利用率	今後の利用見込み
	m ²			%	

※申請者(利用者)が現在保有し、または使用しているすべての資材置場または駐車場等について記載すること。

※「利用率」は、敷地面積のうち実際に使用している割合(例:100%、80%)を記載すること。

※「今後の利用見込み」は、例えば借地で返還予定のもの、保管物件の種類・数量の変更を予定しているもの等について記載すること。

2 今回新たに資材置場・駐車場等を必要とする具体的理由

3 当該地を選定する理由

--

4 今回申請する土地の利用計画

保管対象物件の種別	保管予定量	必要面積	備 考
		m ²	
(附帯施設)			
合 計			合計面積は今回申請面積に一致すること。

5 その他特記事項

--

【添付図面】

- ① 申請者（利用者）の事業所・住宅等と現有資材置場・駐車場および今回申請地との位置関係を説明する図面
- ② 今回申請する土地の利用計画を説明する図面
※申請地のどの場所にも何を置くかを図面上に表示する。

記入例 (資材置場の場合)

様式第4-8号 (全面改)

資材置場・駐車場等事業計画書

申請者 式部 花子

[貸資材置場・貸駐車場等の場合]

貸し資材置場の
場合のみ記入。

利用者 越前〇〇建設㈱
(職業または業種：土木建設業)

※貸資材置場・貸駐車場(利用者が特定されるもの)等の場合は、実際利用する者について記載すること。

※該当欄に書ききれない場合は、「別添のとおり」と記載し、別紙を添付してもよい。

1 現有資材置場、駐車場等の利用状況および今後の利用見込み

所在地	敷地面積	権利の種類	保管物件の種類・数量	利用率	今後の利用見込み
越前市〇〇町 5字10番	300 m ²	所有権	建築資材 型枠 50枚 足場 100基	100 %	継続使用
越前市 〇〇丁目15番	800	賃借権	土木資材 ショベルローダ 1台 砂利 500t 山土 500t	100	平成×年×月 返還予定
越前市〇〇町 5字10番	300	所有権	土木資材 コンクリート二次製品	80	駐車場に変更 (その他の例) 県道〇〇号線拡幅工事のため×月買取予定

※申請者(利用者)が現在保有し、または使用しているすべての資材置場または駐車場等について記載すること。

※「利用率」は、敷地面積のうち利用しているものについて記載すること。

※「今後の利用見込み」は、例として記載しているもの等について記載すること。

なぜ新たに必要になるかという理由、現有のものでは足りなくなった事情を具体的に記入してください。単に「事業拡張」等というのではなく、需給や商圏との関係で必要性を説明するなど、できるだけ詳細に記入してください。

2 今回新たに資材置場・駐車場等を必要とする具体的理由

- 借り受けている現有の土木資材置場を賃借契約終了により返還しなければならないため。
- 別図のとおり県道拡幅工事により買取されるため、その不足分を補う必要があるため。
- 現有〇〇置場が繁華街にあるため住民の迷惑。駐車場に用途変更のうえ不足分を補いたい。
- △△の分野に進出するため定款を変更したが、当該事業拡張のため▲▲置場が必要のため。
- ○○○○により、継続的に資材▲▲の保管量の増加が見込まれ、その置場が必要のため。

以上は例であり、記入は実態に即して行なってください。

(裏面)

3 当該地を選定する理由

- 資材を運搬する関係から0m以上の幅員の道路に面しているとともに▲㎡以上の確保を行ないたいが、本社周辺でこの条件を満たす土地は当該地のみであるため。
- 本社にほど近く主たる工事受注区域に近接する地域に位置していること、周辺の宅地化の程度から住民に迷惑を与えないものと認められること、県道沿線であり進入経路確保が容易なことから。
- 既存資材置場と一体的に利用できる土地が、当該地以外には近隣にないこと、周辺に農地もなく農業上の悪影響を生ずる恐れがないことから。

以上は例であり、記入は実態に即して行なってください。

4 今回申請する土地の利用計画

保管対象物件の種別	保管予定量	必要面積	備考
土木・建築資材		㎡	
スチール型枠 ΔΔ×Δ	50枚	50	
鋼管 Δ×Δ	100本	50	
ショベルローダ	3台	100	
砂利砕石	800立米	300	
山土	1,000立米	500	
コンクリート二次製品	100個	400	
(附帯施設)			
通路		100	
合 計		1500	合計面積は今回申請面積に一致すること。

保管物件の種別、保管予定量、面積は、添付図面の②「利用計画説明図」上の表示と完全に一致していること。

5 その他特記事項

Blank box for other special items.

【添付図面】

- ① 申請者（利用者）の事業所・住宅等と現有資材置場・駐車場および今回申請地との位置関係を説明する図面
- ② 今回申請する土地の利用計画を説明する図面
※申請地のどの場所に何をおくかを図面上に表示する。

記入例 (駐車場の場合)

様式第4-8号 (全面改)

資材置場・駐車場等事業計画書

申請者 越前 太郎

[貸資材置場・貸駐車場等の場合]

貸し駐車場の場
合のみ記入。

利用者 福井〇〇(株)

(職業または業種：00000製造販売業)

※貸資材置場・貸駐車場（利用者が特定されるもの）等の場合は、実際利用する者について記載すること。

※該当欄に書ききれない場合は、「別添のとおり」と記載し、別紙を添付してもよい。

1 現有資材置場、駐車場等の利用状況および今後の利用見込み

所在地	敷地面積	権利の種類	保管物件の種類・数量	利用率	今後の利用見込み
越前市〇〇町 1字15番	500 m ²	所有権	社員乗用車 80台	100 %	継続使用
越前市〇〇町 2字20番	200	賃借権	配送用車両 △トントラック 10台	100	平成×年×月 所有者に返還予定
越前市〇〇町 2字25番	100	所有権	配送用車両 △トントラック 5台	100	県道〇〇号線 拡幅工事のため ×月買取予定

※申請者（利用者）が現在保有し、または使用しているすべての資材置場または駐車場等について記載すること。

※「利用率」は、敷地面積の割合で記載すること。

※「今後の利用見込み」は、例示しているもの等について記載すること。

なぜ新たに必要になるかという理由、現有のものでは足りなくなった事情を具体的に記入してください。単に「事業拡張」等というのではなく、需給や商圏との関係で必要性を説明するなど、できるだけ詳細に記入してください。

2 今回新たに資材置場・駐車場等を必要とする具体的な理由

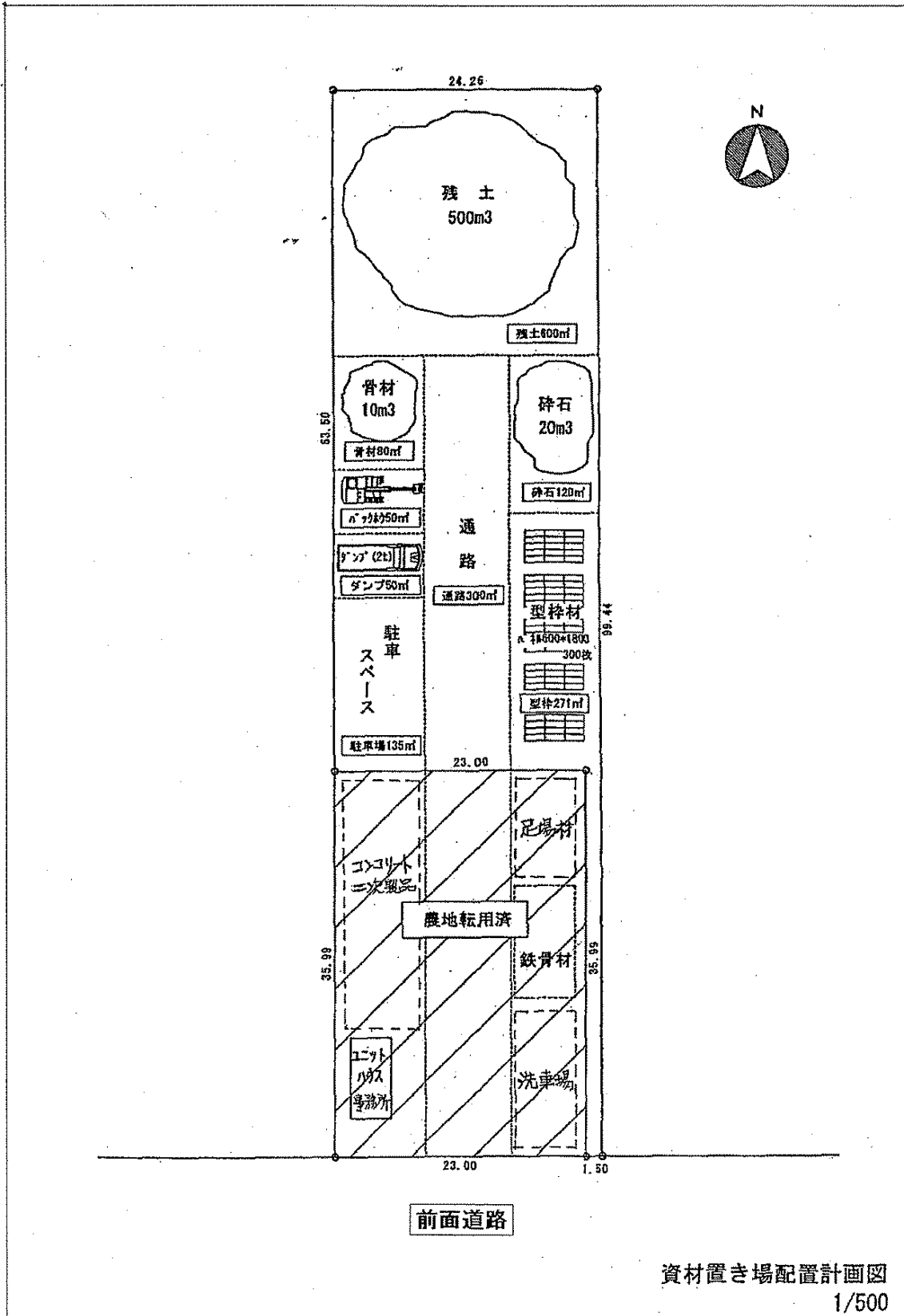
- 借り受けている現有の配送用トラック駐車場を賃借契約終了により返還しなければならないため。
- 別図のとおり県道拡幅工事により買取されるため、その不足分を補う必要があるため。
- 新規雇用により従業員が〇〇人増加するが、そのうち△△人が車での通勤を予定しているため。
- 販路をこれまでの県内嶺北から石川県に広げる販売事業拡張を行なうのに伴い、商品配送業務の円滑化を図るため、配送用車両駐車場の拡張を要するため。

以上は例であり、記入は実態に即して行ってください。

【添付図面】

② 今回申請する土地の利用計画を説明する図面

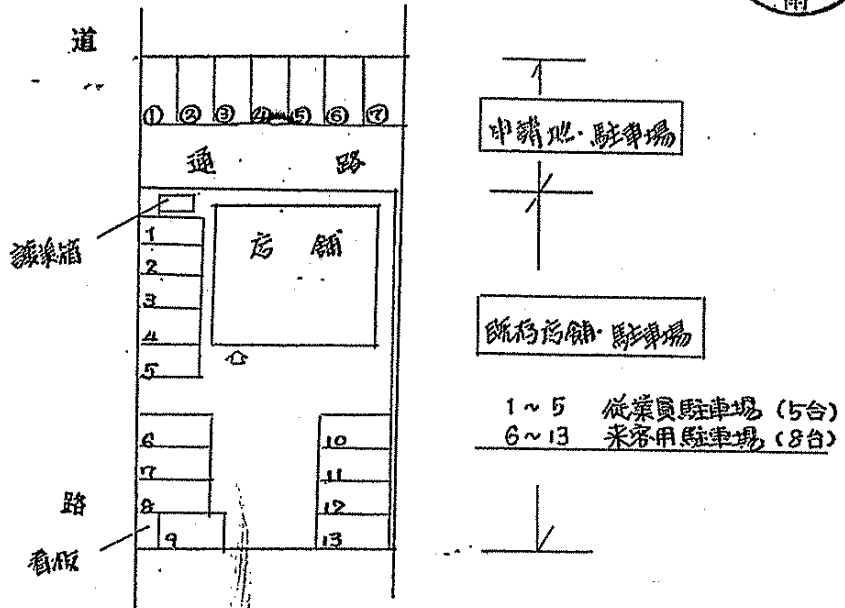
* 申請地のどの場所に何をおくかを図面上に表示する



(例)

土地利用計画図

縮尺1:500



従業員駐車場 ①~⑦ 7台
土地買入後 来客用駐車場 1~13 13台

駐車場・資材置場 位置関係説明図

(事業所と申請地の位置関係が分かるもの)

配置図
(別紙可)

平面図
(別紙可)

条件別必要書類

転用計画	必要書類
資金が 2500 万円を超える場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 融資証明書 ・ 残高証明書 (個人住宅の場合は不要)
建売分譲、共同住宅、工場、商業施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取水排水計画書 (取水ルートを青、排水ルートを赤で表示したもの)
用・排水路に排水を流す場合 (建売分譲、共同住宅、工場、商業施設 等のみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水路利用許可書 (土地改良区が管理する水路の場合、土地改良区意見書中での許可内容の併記で代替可) ・ 町用水の場合…水路管理者の意見書 (区長、農家組合長の同意書に記載があれば代替可)
用・排水路に橋を架ける場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水路利用許可書 (土地改良区が管理する水路の場合、土地改良区意見書中での許可内容の併記で代替可。) ・ 町用水の場合…水路管理者の意見書 (区長、農家組合長の同意書に記載があれば代替可)
出入り口のため道路を工事する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農道の場合…道路管理者の意見書 (区長、農家組合長の同意書に記載があれば代替可) ・ 公道の場合…道路利用許可書
建売分譲、宅地分譲の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宅地建物取引業者免許写し
他法令の許認可を受ける必要がある場合 (開発行為許可 等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 許認可申請書の写し (受付印のあるもの)
農地法の許可を得ずに既に転用が行われている場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 始末書

無断転用農地の転用申請について

平成17年11月1日作成
越前市農業委員会

※ 無断転用農地について許可申請を行う際は、事前に地元農業委員に経緯等の説明を行い、その指示にしたがってください。

無断転用農地(農地法の許可を受けずに既に転用が行われている農地)について申請を行う際には、次の点に留意してください。

1 無断転用への措置

農地の無断転用は農地法違反行為であり、本来、同法第83条の2による処分(工事停止命令、原状回復措置等)及び第92条による罰則(3年以下の懲役又は300万円以下の罰金)が課せられるべきものであること。

このうち、当該土地の農業上の利用状況や、他の公益、関係人の利益を衡量し、これらの処分等を行うべきでないと思えられるものにあつては、現状を追認する形での許可申請を行わせてよいものとされている。

これに該当する場合の無断転用農地の追認許可申請も、通常の転用と同様に、農業委員会あてを行うこと。(転用面積が2ヘクタールを超える場合には、委員会を経由して県知事あてに行うこと。)

2 確認すべき事項

無断転用農地の追認許可申請は、以上のように、当該土地の農業上の利用状況等から、同法第83条の2による処分等を行うべきでないと思えるに足る事情がある場合に限られるものであり、以下の場合にはこれに該当しない。

- (1) 農業振興地域整備計画に定める農用地区域に含まれている場合
- (2) 転用が不可能な農地区分に該当する場合(いわゆる第一種農地等)
- (3) 転用事業の内容が都市計画法等、他の法規制に抵触する場合

3 事前の検討

無断転用農地の追認許可申請により、固定資産税評価額等について取り扱いが変わる場合がある。農地への原状回復を含め、事前に十分検討すること。

4 関係者の同意等

無断転用農地の追認許可申請を行うにあたっては、通常の転用と同じく、耕作者、仮登記権者、地役権者、土地改良区等、関係者の同意、了解が必要となる。

5 申請手続き

申請書の条項に注意すること。転用主体(事業主)が土地の所有者である場合には4条申請、土地の所有者以外の者である場合には5条申請となる。

申請書は、一般の転用と同じく、毎月10日まで(この日が閉庁日であるときは、直前の開庁日)に、農業委員会に提出すること。

申請書の締め切り日から許可が下りるまで、おおむね2カ月を要する。

6 申請書の作成

申請書中、以下の記入欄については特に注意すること。

<input type="checkbox"/> 「地目（現況）」欄	「宅地」「雑種地」等と記入する。
<input type="checkbox"/> 「利用状況」欄	「不耕作」と記入する。
<input type="checkbox"/> 「10a当たり普通収穫高」欄	記入しない。
<input type="checkbox"/> 「耕作者の氏名」欄	記入しない。（小作者がある場合のみ、農家台帳の記載に基づき記入する。）
<input type="checkbox"/> 「事業の操業期間または施設の利用期間」欄	実際に転用を行った年月日（実際に工事に着手した日＝過去の日）から で記入する。
<input type="checkbox"/> 「転用計画」欄（工事計画 以下）	<p>●埋め立て済みの場合（造成工事のみ着手されている場合） 「第1期」欄に 既になされた埋め立ての開始時期を着工の日とし、転用事業全体としての完成予定日を終期として記入する。</p> <p>●転用事業（建物建築等）が完成している場合 「第1期」欄に、 既に完成している転用事業の実際に工事を行った日（過去の日） で記入する。</p> <p>●さらに、今回申請が増築等を理由になされている場合 「第2期」欄に、 当該増築等の着手・完成予定日 を記入する。</p>
<input type="checkbox"/> 「資金調達についての計画」欄	既になされた工事に要した経費、及びその資金内訳を記入する。 （今回申請が増築等を理由になされている場合にあつては、当該増築等の経費を加えた額とし、経費内訳の説明資料を添付すること。）

申請書には、一般の転用に必要とされるもののほか、以下により始末書を添付すること。
転用事業の内容、転用に至った事情によっては、このほか説明資料の提出が必要になる場合がある。

「始末書」について

工事停止、原状回復等違反是正のための措置命令や、罰則の適用を行うべきでないと認めるに足る事情があることを説明するため、作成すべきもの。
無断転用の時期、経緯（農業上の利用状況や、他の公益、関係人の利益の存否等）について具体的に記述されていることが必要である。

7 許可後の手続き

転用許可があり次第、申請人にその旨を電話で連絡するので、許可書及び許可済証明書（看板）を受領すること。来庁の際は、印鑑及び許可済証明書交付手数料（1件当たり 1,000円）を用意してください。

許可書受領後（今回申請が増築等を理由になされている場合にあつては当該工事の完了後）、直ちに「工事完了届」を提出すること。

なお、転用事業は許可を受けた内容で行われていることが必要である。許可内容に違背している場合も農地法違反となるので、遵守すべきこと。

お問合せ

越前市農業委員会

福井県越前市府中一丁目13-7

〒915-8530（越前市役所農政課内）

TEL (0778)22-3009 直通

始 末 書

平成 年 月 日

越前市農業委員会会長 中 村 太 一 殿

住所

氏名

※ 転用事業者（4条の場合
にあつては申請人、5条の
場合にあつては、原則とし
て譲受人）により作成して
ください。

印

本文として、無断転用の時期及び経緯（農業上の利用状況や、他の公益、関係人の利益の存否等）について下記の例を参考に具体的に記述し、最後に反省とお詫びを書いてください。

（記述例1）

今般、農地法第〇条許可申請をいたしました。申請地につきましては〇〇年〇〇月、父より住宅敷地用として遺贈を受けたもので、法の知識がなかったために〇〇年〇〇月に〔農振農用地除外の手続き、並びに〕農地法に基づく許可手続きを経ずに埋め立てを行ってしまいました。その後地元農業委員より指導を受け、建築工事を中止いたしております。

今後は農地法及び関係法令を遵守し、二度と違反することのないよう誓約いたしますので寛大な処置をお願いいたします。

（記述例2）

今般、農地法第〇条許可申請をいたしました。申請地につきましては〔は〇〇年〇〇月、〇〇〇を栽培するため永久畑への転換し、埋め立てを行いました。〕今年、農地転用申請を行うため不耕作地としておりましたが、〇〇〇〇として転用する準備として、〇〇月に一部土砂を入れてしまいました。

その後地元農業委員より指導を受け、埋め立て作業を中止いたしております。

今後は農地法及び関係法令を遵守し、二度と違反することのないよう誓約いたしますので寛大な処置をお願いいたします。

（記述例3）

今般、農地法第〇条許可申請をいたしました。申請地につきましては〇〇年〇〇月、土地改良事業（又は、土地区画整理事業）に基づく換地を受けておりますが、それより以前の〇〇年〇〇月に当時の所有者である父が、法の知識がなかったため転用許可の手続きを経ずに埋め立て〔及び〇〇建築〕を行っていたものであります。換地を経ていることから、農地法の手続きがとられていないとは気付かないままに今日まで経過してしまったものであり、今回の申請に係る〇〇建築の工事は中止いたしております。

今後は農地法及び関係法令を遵守し、二度と違反することのないよう誓約いたしますので寛大な処置をお願いいたします。

※ 無断転用農地について許可申請を行う際は、事前に地元農業委員に経緯等の説明を行い、その指示にしたがってください。